

## 官民人事交流推進会議専門部会開催要領について（案）

## 1 目的

官民人事交流推進会議専門部会（以下「専門部会」という。）では、官民人事交流推進会議（以下「推進会議」という。）における検討事項をより専門的な観点から議論を行い、その内容を推進会議に報告することを目的とする。

## 2 構成

- (1) 専門部会長は、総務省人事・恩給局長とする。
- (2) 委員は、官民交流に関する識見を有する者及び関係行政機関の職員等から専門部会長が指名する。

## 3 開催

- (1) 専門部会は、随時開催するものとする。
- (2) 専門部会を開催した場合は、直近の推進会議にその内容を報告するものとする。